○教育・研究に関する重要事項で教授会に意見を求める案件

平成27年４月１日

学長決定

改正　令和２年４月１日学長決定

１　新見公立大学（以下「本学」という。）の教育方針の変更・策定、本学の在り方等大学の将来を大きく変更する事項

２　教育課程の編成

３　教員の教育・研究業績の審査（教員の業績評価は除く。）

４　その他、学長が審議の必要を認めた事項

附　則（令和２年４月１日学長決定）

この案件は、令和２年４月１日から施行する。